

中央教育審議会における法科大学院の教育に関する審理の状況について（協議）

（◎委員長，○委員，□説明者）

◎ 今日，中央教育審議会において法科大学院教育に関してどのような審議が行われているか御説明いただき，そして質疑・応答を行いたいと思っている。

□ 資料に基づいて説明させていただきたい。

まず，「法科大学院の教育の質の保証に係る検討課題について」という資料を御覧いただきたい。中央教育審議会では，法科大学院特別委員会というものを設けており，今年3月に同委員会でワーキンググループを設置して集中的に議論していくということを決めている。その検討課題としては，まず第1には，「入口における質と多様性の確保」がある。その中身としては，適性試験の内容・実施体制の改善充実，またそもそも入学者において適切な水準が確保されているのかとの問題意識の下，その確保のための方策，また，多様性の確保を検討する。この（1）のテーマにつき，主として第1ワーキンググループで議論している。また（2）「出口における質の保証」ということで，様々な法科大学院修了生に係る質の問題が議論されていることから，法科大学院教育の共通な到達目標を設定して，明確な評価とを併せて実施していくこと，すなわち，質の担保という点を，議論している。主として第一義的にロースクールとして最低限ここまでは達成しておくことが必要ではないかというものを，共通的な到達目標として考えていく，という議論をしている。それから法学既修者未修者問題がある。さらに，（3）「教育体制の改善充実」においては，教員組織をどういう形で考えていくのか，質の高い教員の確保や教育能力の向上といった課題がある。また（4）では，「総合的な質の保証システムの構築」ということで，認証評価機関の評価方法の改善，あるいは情報公開の促進ということである。（1）については第1ワーキンググループ，（2）については第2ワーキンググループ，（3）（4）は親委員会の方で議論しているという状況である。

2枚目の資料では，第2ワーキンググループの審議状況を記載している。

その次の資料が，第2ワーキンググループにおける論点整理の資料である。

1 から 7 までであるが、1 つめは、共通的な到達目標設定の目的という項目である。全体としては先程申し上げたように、ロースクールの修了生が最低限備えておくべき内容とは何か、それを明らかにすべきではないかという観点から議論が行われているが、その際にそうした目標設定の目的は何かということをごここで項目として挙げている。(1)にあるように、まさに備えるべき能力を明確化する、また、(2)にあるようにバランスの取れた学修を確保するという観点もあるということである。その一方で、これはあくまで、最低限の到達目標であり、これを超えた教育内容、それについての創意工夫は促進されなければならない、また法科大学院教育の多様性、あるいは裁量の確保という観点も必要であろうということが議論されている。

また、2 では、「到達目標設定の際にとくに留意すべき事項」と書いてあるが、授業内容・方法に過剰な干渉をするというのは避けねばならない、あるいは、共通的な到達目標とされているものに、過度に学習の内容が集中してしまうということであれば、本来の法科大学院の教育が達せられないおそれがあるのではないかと、あるいは、いわゆる暗記型の学習を助長するような結果を招くことは回避する必要があるのではないかとということが挙げられている。

また、3 では、到達目標とした場合の性格付けについて書いてある。(1)では「デファクト・スタンダード」と書いてあるが、基本的には、いわゆるこれは法的拘束力を持たないようなものとして考えていくべきではないかということである。それから目標の対象ということであるが、授業の内容をそのまま縛るというよりはむしろ学生が学習目標として、法科大学院修了時までには修得していく内容を主として考えていくべきではないかといったことが議論されている。

さらに、4 の「到達目標の内容」ということであるが、その対象となる領域については、まず法律基本科目、法律実務基礎科目が考えられる。これについてはいろいろ審議会の中でも意見があるところであり、実務基礎科目については、やはり非常にばらつきが大きいので、ぜひこれはやるべきではないかというふうな意見が多いわけであるが、法律基本科目についても、必要ではないかという意見と、そこはなるべく緩やかに考えるべきではないかという意見もある。それから到達目標で示される資質・能力に関しては、これも種々議論があ

り、まだまとまっている段階ではないが、基本的な法律知識、それから理解力、あるいは法的な思考能力などが考えられるが、そうしたものを、こういった形で、どこまで明確化していくか、ということについていろいろ議論がある。

5のところは、到達目標の水準ということで、「ミニマム・スタンダード」と書いているが、先程来申し上げているとおり、あくまで最低限達成すべき水準で、それを上回るものをプラスオンしていくことは当然に求められるということである。また到達目標の抽象度というものは、あまり抽象的にすぎると、到達目標を設定する意味が失われる一方、あまりにこれを細かく決めすぎると、法科大学院教育の柔軟性が失われるということがある。その中で可能な範囲で具体的な内容を定めていくべきではないかとの議論が行われている。また、到達目標達成の評価方法というところでは、この共通到達目標を定めたとして、それをどういう形で活用していくのかは様々な議論があり、各ロースクールで、きちんとした単位認定をする際にそれを生かしていくことがあり得るし、評価機関でどうやって活用していくのかといったことなど様々な議論が行われている。いずれにしても、ワーキングで議論を行っている段階であり、何らかの内容が固まったという段階ではない。あくまで論点を幅広く設けて、今後議論を詰めていく段階である。

それから次の資料では、これは同じく第2ワーキングにおけるテーマとして、法学既修者・未修者の教育の在り方ということで、未修者コースは3年であるが、1年を経た段階で、上手く既修者コースに合流ができていくのかという観点を含めて、こういった制度設計が一番充実した教育を行うことができるのかという観点で議論を行っている。

- ◎ それでは、どなたでも御質問があれば。
- 重要なのは、今、何を、どの科目について、この到達目標の設定の対象とするかという話であろう。特に実務基礎科目はロースクール間でばらつきが大きいと思われるので、この点は特に、司法研修所との対話・コミュニケーションをもう少し密にしながら作業をして、共通的なものを示していくことは非常に大事なことだと思う。というのは、現状は、法科大学院で教えている教員の考え方も様々で、まだ始まったばかりということもあり、確たるものがないところなので、これについては到達目標の設定をする意味があると思う。問

題となるのは法律基本科目に関する部分である。法律基本科目については司法試験があり、ある意味、学生たちは黙っていても、必死に勉強しているところである。しかも、法律基本科目は、研究・教育能力の面で審査を通った研究者教員が教えているので、そのような科目について、コアカリキュラムというものを、今更定める必要があるのか、というのがそもそも疑問である。また、本来、多様性というのが法科大学院教育の目指したところであり、この多様性が、新しい法曹養成制度において重要なキーポイントになるとすれば、それぞれが、しっかりした展開先端・隣接科目を提供できているか、ということが重要ではないかと思う。

- 中教審のなかでも、種々御意見を頂いているが、やはり、今、様々な形で質の問題が言われているところであり、司法試験委員会の考査委員の中からも、こういった基本的な部分が身に付いていない、といった御指摘を頂いている。その中で私どもがまず考えたのは、基本的なことすら法科大学院を修了しているにもかかわらずできていない修了者が見られるという実態を、改善するような手当てはないものだろうか、という観点で議論をスタートした。御指摘のように、あまり法律基本科目にフレキシビリティを縮めすぎることやると、多様性が失われ、本当に法科大学院に求められる教育ができないのではないかと、という御意見があるのは承知している。その一方で、先ほど言ったような理由から、基本的なことすら法科大学院を修了しているのにできていない修了者が見られるという実態を改善するため、1つの最低限のラインとして、要とすることは法科大学院サイドの問題として、やるべきことをやっていく必要があるのではないかという意見も出されている。いずれにしても、最終的にそこをどういう形にするかは、今後集中的な議論をしていくこととなる。

考査委員の方のヒアリングに限らず、私どものところにいろいろ聞こえてくる、例えば司法研修所の教官などからのいろんなお話であるとか、そういった質の問題、こういった背景に対し、何らかの改善ができないものかと考えているところである。

- 補足して申し上げますと、こうした統一的な到達目標の設定と司法試験との関係をどう考えるかについては、時々議論としてあり、これは中教審の中でも議論されているが、基本的にはあくまでロースクールとしての最低限の到達目標

であって、これを司法試験の方でどうとらえていくかについては、司法試験委員会なり法務省なりでお考えいただく話であって、そこをダイレクトに結び付けるといふ考えではない、というのが基本的な認識のベースにある。

- ◎ そこはぜひ受験生らの認識が間違っているのは困るので、ぜひはっきりさせていただきたいところである。司法試験委員会は、司法試験を実施するときに、サンプル問題等でいろいろと必要なメッセージを送っている。例えば、民法という科目に関しても、それは民法典に限らず、借地借家法や不動産登記法の主要な部分が入ることをメッセージとして送っている。そういうものに抵触するものが、法科大学院の共通的な到達目標ということになると、我々としても大変困る。司法試験の出題内容や範囲が、最低限とされるものの中身に限定されるわけではないということは、認識を共有していただけるということになるのか。
- そこはまったく同様の認識である。共通的な到達目標を司法試験の出題範囲や出題内容にリンクするというものではない。先程来説明したように、これは最低限の目標という考えであるし、これを上回る法科大学院の教育ももとよりあって当然なわけである。そういった中で、司法試験のサイドでどういった問題を出されるかは、全く別の観点で御判断いただければと思っている。
- 「医学部のコアカリキュラムを参考に」という新聞報道があり、また資料を拝見すると、高瀬委員よりコアカリキュラムのヒアリングがされているようである。医学部の場合、コアカリキュラムと国家試験の間に関連性があり、また、共通評価システムや第三者機関もあるようであるが、これと同じように、法科大学院と司法試験に対応することを検討しているのかとも思われたところであるが、その辺はどのように考えておられるか。
- そこは、医学部の法科大学院の教育を基本的に同じにするという考えでやってはない。医学部の分野において、コアカリキュラムの作成というのが一つの先行部分としてあることから、それを参考にしながら議論したにすぎない。そもそも、医学部とは、置かれている状況がかなり違うと思われるので、同じ形で考えられるかということ、なかなかそうではないと思われる。
- 医学部とはかなり違うと思う。もし、仮に、医学部と同様、共用試験のような試験を設定するとすれば、現場の法科大学院に与える影響は大きいのではない

いかと思う。やはり司法試験は、法科大学院の健全な教育を受けた人から、司法試験を通じて本来の法曹を選びたいということでできている。現場の法科大学院において、こういうような試験がもしできると、学生達の勉強の仕方にも非常に影響を与えるのではないかと危惧される。

- そこはまさに、ワーキングの委員においても、同様の御意見を持ってらっしゃる方がかなりおり、他方、医学部における共用試験のようなものがあるというのではということで、検討の一つとして挙げている先生もいるところである。そこはまだ全然議論の途中である。
- 医学部のコアカリキュラムでも国家試験と連動するようなシステムは、今のところは作られていない。
- 制度上はそうであったとしても、現実には学生たちがどういう対応・取組をすることになるか、ということから生じる問題もある。
- やはり医学の教育のコアカリキュラムが一つのモデルとなっていることは疑いがないと思われるが、医学と法律はずいぶん違う側面があって、医学はかなり科学的知見に基づいて、かなり知識としてエスタブリッシュしている。例えば医学のコアカリキュラムを見てみると、脳血管障害では、脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血を診断できるだけの、それが到達目標となっている。確かにお医者さんとしてすぐに患者が来たときに、それが脳梗塞なのか分からなければ、患者の命が無くなるという面もある。法律はそれと同じようなパラレルで考えると、例えば民訴であれば、一審が大事だけど、控訴は大事じゃないとか、仮処分は大事じゃないとかいうと、決してそういうことではない上に、連携法というものをよく見ると、法科大学院の目標も応用能力もつけることにあり、司法試験でもこの応用能力を試すこととされている。これはよく言っているいわゆるリーガルマインドである。ですから、医者の世界の知識、とにかく科学的知見を最低限身に付けるというのと、我々法律家の応用能力とは、若干、だいぶ違う面があるので、コアカリキュラムというのは非常に難しいなという印象は受けるが。
- ワーキングの委員も皆同じ認識を持たれており、御指摘のように知識をベースにということにはならないだろうと、全く医学とは別のものだという認識を持っておられる。したがって、どういう形になるのかは、医学は内容的に参考

にならないので、法科大学院の教育について、どうやってクリエイティブしていくのかについては、かなり頭を悩まされているところである。

○ 法律実務基礎科目というようなものに関してばらつきが非常に多いということが言われており、かなりばらつきがある中で、司法研修所の前期がなくなっているのので、何を最低限度の確かにミニマムのもので、ロースクールで、その部分、実務と理論の架橋といった部分の中身といったところで、最低限備えておかなければならないものは何なのかというところを検討することは考えられるのではないかと思われる。しかし、日弁連の議論でも、見方としては、プロセスとしての法曹養成の出口の方から、あるいは利用者の方から見たときに、ロースクールではどうあるべきかということを考えるべきで、法律科目そのものの学問の在り方などとは別な配慮が必要なのではないかと思われる。ただ、ワーキングのメンバー構成を拝見すると、やはりそれが学者的な観点の中で作られていくのではないかと、だとすると、本来実務で求められるものとの間に齟齬が生じるのではないかと。今の法曹人口論で言えば、直ちに独立せざるを得ない若手法曹が出てくる中で、ちゃんとしたプラクティスができないと、実務家として自立できない弊害が大きいので、実務との架橋というところでの議論が果たす役割に期待する人は日弁連にも多い。他方、法律基本科目に関しては、どちらかというミニマムスタンダードというよりは、ある一つの考えられてきた、この程度は分からなければならないといったものは、私はある程度ははっきりしているのではないかと思っている。むしろ今言ったような部分で、何か研究をし知恵を出していったらどうかと思っている。

◎ 司法試験を作った際の思いとしては、「普通の教科書を通読してくれ。」というメッセージである。旧司法試験はつまみ食いであった。つまみ食いされた論点カードを暗記することになってしまっていた。これでは駄目で、体系書をきちんと読んでもらいたいというメッセージを今は込めている。コアカリキュラムというのはまさかそれと背馳するものではないと思うが、また昔の論点式に後退して、我々がせっかく新司法試験を通じて発している「ここは出ないから飛ばしていいなんてそんな馬鹿なことは考えてはいけない。教科書を全部、最後まで読んでくれ。」というメッセージが弱められるとすれば、大変残念に思うわけである。

- そこは私どもも十分認識している。
- 法律実務科目についてはばらつきがあるという指摘を先程されていたが、文科省としても、やはり実際にもばらつきがあると認識しているのか。
- やはり、中教審でも、ばらつきがあると認識している。司法修習との関係で、実務の導入部分について、そこを誰がどういうふうを担当するのかということ自体が若干あいまいになったところがあり、そういう中で、法科大学院として、実務の導入部分としてここはしっかりやっておくところを明確化する必要があるという意見が多い。
- 具体的にはどのようなばらつきがあると認識されておられるか。
- 例えば、司法修習に出て行った際、そこで実際の書面がある程度書ける人もいれば、そこは全然できてなくて、最初に行った段階で「なんだこんなことも分からないのか」と言われて、低い評価を受けてしまう例もある。
- 「こんなことも分からないのか」というのは、知識の問題を指しているという認識なのか。
- 実務的な書面の作成とかといったことではないかと思われるが。
- 新の修習生を何人か受け持ったことがあるが、登記制度について、勉強している人としていない人がいる。そういうのは知識の問題であるが、いろいろと差異がある。
- 訴状や法律文書の起案などは、これまでも修習生になってしばらく修習を重ねないと身に付けることができなかつたものではあるようにも思われる。
- ただ、実務修習も期間が短く、じっくりやらせることが現場では難しいと感じている。
- 実力が不足している人が増えてきたという感想は時々耳にするところではあるが、それは法科大学院ごとのばらつきの問題なのか、法科大学院ごとのばらつきというのはどのような形で生じているのか、また、その点を文科省としてはどのように把握しているのかという点についてはどうか。
- これから、詳細な調査を法科大学院に対して行い、一体どういう点でばらつきがあるのかという点を明らかにしていく予定である。それから、その問題をどうやって解決していくかということを検討していきたいと思っている。
- 昨日の新聞報道で見たが、中教審で、総体としてみれば、修習生の能力は遜

色はないんだというようなことをおっしゃり、一方で、ばらつきがあるんだと。一体どちらにウエイトを置いて話をされているのかなと。

- 私ども、あるいは中教審としても、基本的に改善すべき課題はあるという認識である。様々な指摘を踏まえて、これを柔軟に受け止めてしっかりやっていきたい。それが基本である。その上で、遜色ない云々という話については、直接は司法修習生について最高裁が出された見解だと思うが、いずれにしても、現段階で、法曹養成制度を根本から見直しをしなければいけないほど重大な問題があるという認識ではないと、そういうことを委員長の発言では言っているわけである。課題として対応すべきことが多々あるということは大前提である。
- 最低限のレベルをしっかりと確保するための構想というお話があったが、もともと、プロセスとしての法曹養成の中で法科大学院では、入口出口の判定をきちっと厳格にしていくということが新しい構想の大前提であったはずであるが、現在のシステムではそれができていないのはなぜか。
- それは、もちろんいろんな要因があると思う。一つは、入口の段階に関しては、適性試験が行われているわけではあるが、必ずしもそれが十分活用されていないのではないか。また、適性試験の問題に限らず、入る段階で十分質が担保されていないという可能性があるという点の一つがある。それから、中で勉強し、いざ出て行くところでの品質管理、ここまではやらなければならないという修了認定の基準があいまいになっている。各法科大学院で差があるというのが考えとしてある。そういった問題を当方の問題意識として焦点を当てて取り組んでいくというようなところを議論している。
- それは、今までのシステムをきちんと運用するというだけでは達成できないというのが文科省の認識ということになるのか。
- もちろん、システムのきちっとした運用ということも必要だろうと思われる。実際、法科大学院の修了率は約8割で、一般的な我が国の大学の状況からすれば、相当厳しい修了認定をしているということは、一般論としては言えると思うが、ただ、そこは、法科大学院ごとにやはり差があるという認識である。
- それから、本来もっと伸びるべき法科大学院生たちへの悪影響・弊害については、やはり危惧される。
- ◎ 抽象的には、本日の資料にも、「到達目標設定の際にとくに留意すべき事項」

などを書いておられ、また、「共通的な到達目標を超える教育についての創意工夫の促進」といったことも書いておられる。ただ、是非、慎重に議論していただきたい。

いずれにしても、報道にあったような新司法試験との関連性、出題範囲との関連というものについては、中教審において考えているわけではないということは確認されたところである。

- 何のために司法試験の科目についてのコアカリキュラムを作るのかということが根本の問題としてあるように思われる。
- 司法試験を合格し、あるいは司法修習を受けているにもかかわらず、こんな基本的な部分が出来ていないという批判がある中で、中教審の中でも議論があり、司法試験も随分改善されていい試験になっているが、やはり試験である以上、スクリーニング機能に限界があるのではないかという意見もある。そういう中で、きちんと法科大学院を修了する段階でここまで担保されているということが、最終的には法曹の質の確保につながるのではないかと思っている。

(説明者退出)

- ◎ 何か御意見等があれば、おっしゃっていただきたい。
- 法律基本科目のコアカリキュラムというのは、薄く作ると、ほとんどないのと一緒にするようになるにも思われるし、他方、細かく作るとすれば、どういうイメージになるのだろうか。
- コアカリキュラムとして、学説や判例を羅列することもあり得るのではないか。これが必須の判例、などということを示すようなものだとすると、それは、法科大学院の理念からいっておかしいのではないかと思う。
- ◎ 例えば、民法にしても、教科書が完備されていて、民法って一体何を教えたらいいのですかと言われてたら、それを教えればいいというところがある。だとすると、共通目標はそこから抜くことが中心になってしまわないか。抜くとは書かないと思うが、これが大事だという表現振りであっても、逆にそう書かれなかった部分がどうなるのか、不要だと扱われるのではないか、ということが気懸かりである。まさに、この領域ではこの判例は押さえなさいという趣旨

が書いてあると、少なからぬ学生はとたんに、この判例しか覚えなくていいということになりかねない。

- 目指している成果物は、今御指摘の判例なり学説なりを取り込んで作ろうと思えば作れるかもしれないが、法科大学院が元々教育指導の目標として掲げていた柔軟な法的思考力を始めとする知識以外のものはどうするのかという疑問を否定できない。また、独自性や多様性はどのように確保するのかという点も考えておく必要がある。
- やはり、学ぶ方から見て、明らかに、これだけやればいいんだと受け取られるメッセージにならないければよいが。
- 学生たちが、結果的にそうになってしまうのではないかということがやはり気になる。特に、本来もっと自由に発想して伸びるべき学生が、その到達度なるものによって、予備校教育的に勉強することになると、法科大学院の目指している本来の理念が失われるような気がしている。
- ◎ そこには配慮するということは資料に書いてあるところであるが。今後も議論の状況を見ていきたいと思う。